

交通法施行細則一部改正について

難しい見出しになっていますが、生徒諸君の日常生活にとって誠に身近で関係性の高い重要な法改正のお知らせです。

平成26年5月29日付で長野県報（県が県民に発表する公式の報告）に長野県道路交通法施行細則の一部を次のように改正すると発表が掲載されました。

「傘を差して、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付き自転車又は自転車を運転しないこと。」

「（一部省略）物を持つなど車両の安定を害するおそれのある方法で自転車を運転しないこと。」

の二点です。つまり、雨や雪が降った時に、傘を差して自転車に乗ったり、また、荷物を持ち片手運転をしたりして、安定を欠く乗り方をすると公安委員会遵守事項違反となります。（遵守⇒目上の人から言われたことや法律などを、良く守ること。）

違反者には罰則として、5万円以下の罰金が科せられる事になります。

当然のことですが、この様な運転行為は危険で事故に遭う可能性が高いから禁止なのです。昔と違って、今の道路事情はかなり変わり、道路の舗装や通路帯などが確りと整備され自転車運転時の安全性は高まっています。しかし、交通量の増加、車の大型化、高性能化により歩行者や自転車利用者にとっては危険度も増加している事が問題です。

本年度になって長野県の高中生が自転車で登校途中、事故に遭遇し意識不明の重体に陥ってしまった案件が、二件報告されています。そのうち一件については、未だに意識が回復していません。

高校生でヘルメットをかぶって乗る人はまずいません。何の防御もない空身の状態での運転は、一旦事故に遭遇してしまった時、大怪我を負うか最悪の場合は死につながってしまいます。

危険運転は絶対せず、降雨時に乗るなら雨合羽を着て運転すること。その他にも、運転中にスマホを使用したり、音楽プレーヤを聞きながらなどは以ての外。視覚情報、音声情報による危険回避が難しくなります。

徒歩通学の生徒も、道幅いっぱい歩くなど歩行ルールを破ることは止めましょう。

1年生には小海町の交通安全協会より

反射材を用いた可愛らしいキーホルダーを頂きました。

これを鞆などに付けて夜間通行の安全性を確保しましょう。

